

品川区防災協議会各地区協議会活動助成金交付要綱

制定 平成30年 3 月28日 区長決定
要綱 第 9 8 号
改正 令和 3 年 6 月16日 部長決定
要綱 第 1 6 8 号
改正 令和 7 年 3 月13日 区長決定
要綱 第 1 7 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、品川区地域センターの設置に関する条例（昭和28年品川区条例第23号）に規定する各地域センターの所管区域（以下「地区」という。）につき 1 会ずつ設置する品川区防災協議会各地区協議会（以下「協議会」という。）に対する品川区防災協議会各地区協議会活動助成金（以下「協議会活動助成金」という。）の交付について必要な事項を定め、協議会の自主防災活動の活性化と自主防災意識の高揚を図ることを目的とする。

(対象事業)

第 2 条 協議会活動助成金については、次の事業を助成の対象とする。

- (1) 自主防災活動のための事業
- (2) 初期消火体制整備のための事業
- (3) 八潮地区体制整備のための事業
- (4) 総合防災訓練のための事業

(交付額)

第 3 条 助成金の交付額は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げるところによるものとする。

(交付予定額の通知)

第 4 条 区長は、年度当初、協議会に対し、協議会活動助成金の交付予定額を品川区防災協議会各地区協議会活動助成金交付予定額通知書（第 1 号様式）により通知するものとする。

(交付申請)

第 5 条 協議会は、助成対象事業に係る年度の初めに、品川区防災協議会各地区協議会助成金交付申請書（第 2 号様式）に事業実施計画書を添えて、区長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 6 条 区長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付を決定し、協議会に対し、品川区防

災協議会各地区協議会活動助成金交付決定書（第3号様式）により通知するものとする。

（助成金の請求等）

第7条 協議会は、前条に規定による通知を受けたときは、請求書（第4号様式）により区長に助成金の交付を請求しなければならない。

（状況報告および勧告）

第8条 区長は、助成対象事業の進行状況について、協議会に随時報告を求め、または勧告することができる。

（報告書の提出）

第9条 協議会は、当該助成対象事業に係る年度が終了したときは、事業実施報告書（第5号様式）に事業実績一覧を添えて、区長に提出しなければならない。

（助成金の確定）

第10条 区長は、前条の規定により事業実績の報告を受けた場合は、その内容を審査した上で、助成対象事業が助成金の交付の決定の内容に適合するものであると認めたときは、品川区防災協議会各地区協議会活動助成金確定通知書（第6号様式）により協議会に通知する。

2 前項の規定による調査の結果、助成対象事業が助成金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成対象事業につきこれに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。

（決定の取消し）

第11条 区長は、協議会が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 交付決定の内容またはこれを付した条件その他法令等に違反したとき。
- (2) 助成対象事業の実施方法が著しく不適當と認められたとき、
- (3) その他区長が不適當と認めたとき。

（助成金の返還）

第12条 区長は、協議会が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全部または一部を返還させることができる。

- (1) 前条の規定により助成金の交付決定を取り消したとき。
- (2) 事業実施計画書に記載の事業について、やむを得ず不履行があったとき。
- (3) その他区長が不適當と認めたとき。

（助成金の経理等）

第13条 協議会は、品川区会計事務規則（昭和39年品川区規則第5号）を遵守し、助成金の収入および支出に関する帳簿を備えるとともに、事業の状況を常に明確にしておかなければならない。

（委任）

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほかこの要綱の施行に関し必要な事項は、別に防災まちづくり部長が定めるものとする。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 3 条関係）

交付額

助成対象事業	事業内容	交付額
自主防災活動のための事業	防災訓練、研修会、その他区内全域にわたる自主防災活動を推進する活動	以下の(1)～(3)を合計した額 (1)@132,500 (2)@4,000×各地区 1,000 世帯ごとに百の位を四捨五入した値 (3)@3,000×地区内の防災区民組織数
初期消火体制整備のための事業	街頭消火器外観点検	@800×各地区内に設置している街頭消火器数
八潮地区体制整備のための事業	八潮地区の資機材点検、防災訓練、その他防災体制整備に関する活動	245,000 円
総合防災訓練のための事業	総合防災訓練または総合防災訓練相当の訓練で、かつ、他団体と協力して実施する活動	@500,000

第 年 月 日 号

品川区防災協議会
第 地区協議会
代表者 様

品川区長 

品川区防災協議会各地区協議会活動助成金交付予定額通知書

品川区防災協議会各地区協議会活動助成金交付要綱第 4 条に基づき、本年度交付予定額を下記のとおり内示しますので、所定の手続きにより申請されるよう通知します。

記

1. 内示額

金 _____ 円

内 訳

助成対象事業	上 限 額
自主防災活動のための事業	円
初期消火体制整備のための事業	円
八潮地区体制整備のための事業	円
総合防災訓練のための事業	円
合 計	円

第 年 月 日 号

品川区防災協議会
第 地区協議会
代表者 様

品川区長 

品川区防災協議会各地区協議会活動助成金交付予定額通知書

品川区防災協議会各地区協議会活動助成金交付要綱第 4 条に基づき、本年度交付予定額を下記のとおり内示しますので、所定の手続きにより申請されるよう通知します。

記

1. 内示額

金 _____ 円

内 訳

助成対象事業	上 限 額
自主防災活動のための事業	円
初期消火体制整備のための事業	円
八潮地区体制整備のための事業	円
総合防災訓練のための事業	円
合 計	円

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

品川区長 あて

品川区防災協議会

第 地区協議会

(代表者) 氏 名

住 所

電話番号

品川区防災協議会各地区協議会活動助成金交付申請書

品川区防災協議会各地区協議会活動助成金交付要綱第5条に基づき、下記金額を交付されたく、事業実施計画書を添えて申請します。

記

1. 申請する額

金 _____ 円

内 訳

助成対象事業	申 請 額
自主防災活動のための事業	円
初期消火体制整備のための事業	円
八潮地区体制整備のための事業	円
総合防災訓練のための事業	円
合 計	円

2. 添付書類

年度 事業実施計画書

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

品川区防災協議会

第 地区協議会

代表者 様

品川区長



品川区防災協議会各地区協議会活動助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました品川区防災協議会各地区協議会活動助成金について、下記のとおり本年度の助成金の額が決定しましたので品川区防災協議会各地区協議会活動助成金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1. 交付決定額 円

請 求 書

金 円也

年度品川区防災協議会 第 地区協議会活動助成金について、上記の金額を請求
します。

年 月 日

品川区長 あて

品川区防災協議会

第 地区協議会

(代表者)

氏 名

印

住 所

電話番号

年 月 日

委 任 状

(委任者)

氏 名

印

住 所

電話番号

私は、下記の者を代理人と定め、令和 年度品川区防災協議会 第 地区協議会活
動助成金受領に関する権限を委任します。

記

(受任者)

氏 名

印

住 所

電話番号

注 : 委任状は地区防災協議会会長以外の方へ振り込む場合のみご記入願います。

年 月 日

品川区長 あて

品川区防災協議会

第 地区協議会

(代表者) 氏 名

住 所

電話番号

年度品川区防災協議会各地区協議会活動事業実施報告書

年 月 日付第 号で交付決定を受けた品川区防災協議会各地区協議会活動助成金の実績について、品川区防災協議会各地区協議会活動第 9 条に基づき下記の書類を添えて報告をします。

記

1. 年度品川区防災協議会各地区協議会活動助成金事業実績一覧表

第 6 号様式（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

品川区防災協議会
第 地区協議会
代表者 様

品川区長 

品川区防災協議会各地区協議会活動助成金確定通知書

年 月 日付で実績報告のありました品川区防災協議会各地区協議会活動助成金について、下記のとおり助成金の額を確定しましたので品川区防災協議会各地区協議会活動助成金交付要綱第 1 0 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- | | | |
|----------------|---|---|
| 1. 交付確定額 | 金 | 円 |
| 2. 既に交付した助成金の額 | 金 | 円 |
| 3. 差額 | 金 | 円 |
| 4. 要返還額 | 金 | 円 |